

山村の經濟に關する近刊書

中村 治 兵 衛

山村の經濟と社會について最近二、三の著書及び農林省林野局のち林野廳から夥しい調査報告が出たし、特定の事項について山村を調査研究した諸報告がある。今これらのものをば、林野、林業、社會の三部門に大雑把に分け、そこでは何を問題として調査研究され、その結果現在何が問題として残されているかを検討し、それを通じて山村の經濟と社會を理解する一つの手がかりとしたいというつもりであつたが、實際はそのうちの若干の問題を拾い、これを諸調査報告とつき合わせて考察し、そこから問題を提起するに止つた。

ここで林野については、農林省林野局の『林野實態調査報告』一冊及そのうち四冊を再編集して出來た政治經濟研究所の『解體過程にある山村の經濟と社會』を主とし、林業については、林野局の『林業現地調査報告』二冊、林野廳の『林業經濟調査報告』二冊、『經濟林實態調査報告』二冊、並に『森林組合實態調査報告』一冊、『林業實態調査』二冊、計九冊によつて考察することとする。林業に關する調査報告も、林野の問題に多少ともふれてゐるので、ここでこれらの諸調査報告の目録を、調査地（報告の

副題となつてゐる）調査時期、特長、調査擔當機關、刊行年月に分ち、これを一括表示（次頁）しておく。

一

林野の問題について『林野實態調査報告』は、その序文で「永い間戰爭を通じて濫伐され、荒廢のままにまかされてゐた山林、その現狀は、まことに憂慮すべき狀態にあるといわれる。更に近來農地制度の改革や開拓の進捗或いは肥料、飼料、燃料等農家經營に必要な林産物の需給狀況の逼迫に伴つて林業と農業との關連性の問題が大きくとりあげられて來たのである」と述べてゐる。ここにいう林業と農業との關連性の問題、が特に林野をば一つの大きな課題として登場させ、廣汎な調査を行なつたものであることは疑いない。そうしてまず山林のもつ一つの大きな役割である農用林野（農業經營農業經濟と結びついている）について行われたのが『林野實態調査報告』であり、ここでは農業の立場から主として林野が問題として取上げられてゐる。^(註)次に用材・燃料としての經濟林について行われたのが『林業現地・林業經濟・經濟林實態調査報告』であり、ここでは山林が主として林業の立場から取上げられてゐるわけである。

農用林野（厩堆肥給源、燃料薪炭源もしくは放牧地として）の問題は云うまでもなく農地改革と關連し、またその過程において漸次重大性をましてきた。しかも問題の表われ方は、(一)農地改革の完遂乃至その徹底を期する立場からの林野の解放の要求であ

第1表 林野局のちの林野廳「林野と林業」に關する調査告報一覽表

A 林野實態調査報告

書 名 = 調 査 地	調 査	特 長	調 査 者	刊 行	頁 數
*1. 岩手縣九戸郡葛巻町(一)	昭22.8	私 有 林(名子)	政經研	昭23.3	142
*2. 新潟縣南魚沼郡湯澤村	〃	村 有 林	〃	昭23.8	48
*3. 長野縣西筑摩郡開田村	〃	御 料 林	〃	〃	82
*4. 静岡縣磐田郡敷地村	〃	部落有林(林山)	〃	〃	112
5. 栃木縣那須郡兩郷村	〃	私 有 林	全 農	〃	36
◎6. 鳥取縣入頭郡池田村	〃	公有、私有林	東 大	〃	47
7. 北海道網走支廳斜里郡 斜里町三井農林斜里農場	〃	會 社 經 營	政經研	〃	47
◎8. 福岡縣八女郡上廣川村	〃	〃	慶 大	昭23.12	150
◎9. 奈良縣吉野郡秋野村	〃	私有、區有林	東商大	〃	154
10. 北海道空知郡上富良村(上)	昭22.11~11	共 同 放 牧 地	〃	昭24.3	84
11. 〃 河東郡香更村 } (下) 〃 上川郡清水町	〃	〃	〃	〃	106

備 考 東大は東京大學林學研究室、政經研は政治經濟研究所、* 四冊は『解體過程にある山村の經濟と社會』として再編集發行。◎は林野よりはむしろ林業現地調査に入る。番號は假につけた。○はガリ版、參照できなかつた。

B 林業關係調査報告

書 名 = 調 査 地	調 査 年 月	特 長	調 査 者	刊 行 年 月	頁 數
(林業現地調査報告)					
1. 山形縣最上郡金山町	昭22.8	私 有 林	政 經 研	昭23.3	29
2. 宮崎縣南珂郡那北郷村	昭23.8	國 有 林 (部分林)	九 大	昭24.3	95
(林業經濟實態調査)					
3. 三重縣北牟婁郡尾鷲町	昭 23 夏 秋	公 有 林	京 大	昭24.12	146
4. 京都市上京區中川北山町	昭24.3	私 有 林	林 野 廳	〃	58
(經濟林實態調査報告)					
5. 福島縣石城郡田人村	昭23.8	國 有 林 (森林組合)	東 大	昭23.8	152
6. 愛知縣南設樂郡鳳來寺村	昭23.8~9	縣有、部落有林	林 經 研	昭24.9	141
(林業實態調査報告)					
◎7. 福島縣双美郡川内村製炭業調査	昭24.2	製 炭 業	林野廳、開拓、 農金、林經研	(昭25.1)	124
◎8. 大分縣日田郡大鶴村	〃	公有、私有林	林野局統計調 査局、東農等	昭25.1	80
(森林組合實態調査)					
9. 〃 島根縣安濃郡佐比恵村 〃 飯石郡西須佐村	昭23.5~6	〃	農 金 研	昭24.2	76
10. 林業概觀 (前、後篇)、日本勸業銀行調査部、前篇96頁、昭24.7月刊、後篇298頁、昭24.12月刊。					

備 考 林經研は林業經濟研究所、農金研は農村金融研究會、○は近着につき本稿でふれない。なお、2以下はすべてガリ版刷のもの。

り、(一)農地改革の一翼にとり入れられた未墾地賣收による平地林の解放並に牧野の開放であり、(二)引揚者及び疏開農者のためと食糧増産の要請とが結びついた開拓政策による林野の開墾である。つまり林野の解放という問題は、(一)林野の形態は保つが、その所有權乃至所有形態だけからの解放と、(二)所有と共にその使用目的の限定からの解放(林野の開墾による耕地化)とに分けられる。ところが、こうした解放に對して治山治水の見地からの水源地の涵養、防風保安林の保全の見地から、また經濟林の育成維持乃至は産業としての林業經營の立場からの反省があるし、また林野の開墾に對しては農業經營の立場からの林野の確保の問題が浮かび上がってくる。こうした問題は云わば林野の解放と裏腹の關係にたつており、この點本調査報告では言及していないが、この點は見逃すことができないし、またそこに林野の問題のもつ難しさと深さがあることを認めねばならない。近時「緊急造林措置法案」が企てられていることにもこれらのことは表われているよう。

さて「林野實態調査報告」は、その四冊を再編集した「山村の經濟と社會」が「林野解放の基本問題」と副題しているように、主として農用林野を農地改革と關連し、その一環として問題を取上げているので、その所有形態と利用・管理の形態と共に、農業經營における林野所有の意義を明らかにすることに集約される。

林野の所有形態は、國有・公有・民有(私有)とに三大別される。その所有形態別の林野面積はどうか、これを日本勸業銀行調査部の「林業概観」によつて全國の百分比をみると、國有林野は

總面積中の三八、公有林野一九、私有林野四三%となつてゐる。内地だけについてみると、私有林野は五〇%、國有林野は三〇%、公有林野二〇%となり、國有・公有のものも比重は併せて半に達するといふ重さである。ここに農地との相違、その特長が明瞭に看取される。こうした林野の所有形態の特長によつて、林野實態調査は、前表の特長の欄に明記したように調査村を選定したようである。

國有林野の特長があらわれているものとして、宮崎縣南那珂郡北郷村、福島縣石城郡田人村の調査報告があり、これに準ずる舊御料林については全國でも優秀といわれる木曾の御料林の調査として長野縣西筑摩郡開田村がある。公有林野について、うち縣有については愛知の鳳來寺町、町有では三重の尾鷲町、村有については新潟の湯澤村、鳥取の池田村、部落有については静岡の敷地村、愛知の鳳來寺町、學校有・社寺有・會社組合有については、同じく鳳來寺町の諸調査報告が特記している。私有林野についても、以上の報告は何れも記述しているが、私有林野の比重の大きいのは、これ以外の岩手の葛巻町、山形の金山町、栃木の兩鄉村、京都市中川北山町である。なお特に會社經營的林野についてのべているのは、北海道の斜里町三井農場の報告である。

さてこれらの報告において國有・公有・私有という所有形態は、如何なる點から問題とされているか。まずこうした所有形態の成立過程が一つの問題として提起されている。この點が顯著にあらわれているのは、特に木曾の御料林の一部である長野の開田

村の報告である。ここでは調査の中心が明治初年において人民が享受していた林場、薪炭林、採草地の官有林へ、ついで御料林への編入、それに伴う地元村民の請願運動等の歴史的過程の幾多の文獻記錄による究明におかれ、その歴史的事由をもととして林野の解放の問題に論及している。公有林の成立をみると、個々には幾多の事情もみられるが、大別すると舊藩政時代の入會地に由來するものと、國有林の下戻許可或いは拂下げによるものがあり、前者には町村制施行の際又は部落有林野の整理統合の際に町村有となつたものと、そうならないで部落有として存続したものとがある。

私有林野における大所有形態の成立が明治維新前からの林野所有者の存続によるのは、名子制度といった古いものが残つてゐる岩手の葛巻町にみられるものを除き、多くは明治以後の經濟的變動に乗じたものである。これについて山形の金山町の調査は、林野所有の集中は不況毎（例えば大正初期、昭和農業恐慌期）に進捗したとのべ、大林業家の成長の生態を三つの型に分けてゐる。

(一)土地は祖先傳來のものであつて植林投資によつて内容を充實してゆくもの、(二)土地を買集め、これを新植してつたもの、(三)植林ずみの幼齡林又は壯齡林を買集めたものに分けてゐる。これらの點について林業關係の調査報告は、各々その村の大きな林業經營者個々について記述しているので各種の形態と性格がみられる。ところで國有公有林野がこの私有林野の集中に役買つてゐることがみられる。例えば福島市田人村では國有林の拂下げが究

局において村外の會社企業に歸しているし、國有林の用益の解放の一形式である部分林の分收權の買集めによつて村外資本家の林業の成立をみた宮崎の北郷村の例があり、三重の尾鷲町の町有林の貸附地の六五％は三人の手に集中し、その林業經營の基盤となつてゐる場合などがそれである。

次にこうした所有形態のもつ意義は何處にあるのか。それにはまず問題となるのは私有林野の所有の實態であり、この私有林野の所有形態の性格から國有・公有林野のもつ意義は規定されてくるとする見解が『山村の經濟と社會』では明らかにされている。

この點に關して『林野實態調査』も『林業關係調査』もともに、私有林野ないし山林所有と、耕地所有又は經營耕地との相關關係の究明を一課題として取上げてゐる。例えばそれは『林野農地併有面積別戸數調』（葛巻町・兩鄉村）、『林野所有また林野經營と耕地所有の相關』（湯澤村）、『耕地山林所有階級別組合せ』（田人村・北郷村）、『山林所有經營耕地の階層別戸數』『經營規模別牛馬原動機・採草地・林野概況』（鳳來寺村）、『自小作別耕地原野採草地面積』（北郷村）、また『經營規模別林野（うち採草地）面積』『自小作別林野面積』（開田村）といった諸表である。

その結果は耕地面積と林野の私有面積とは正比例（併行）することが大體において認められ、貸附地をふくむ地主や農業經營面積を多くもつ地主ほど、林野面積を多く所有し、林野面積を少なくもつものほど農業經營面積が零細であることが明らかにされた。また農家のうちで山林を私有しないものは、福島市田人村、

三重の尾鷲町で五〇%、愛知の鳳來寺町、宮崎の北郷村で四〇%に上り、農家のうち林野を所有しないものは、新潟の湯澤など四〇%、岩手の葛巻町で七三%に達する。しかも山地に於いて農業を営なみ生活を送るのには、厩堆肥給源としての採草地・燃料薪炭林が不可欠である。そこで私有林野の借入と共に國有・公有林野の用益・使用權の獲得が焦眉の急となつてくる。私有林野の借入に當つて、それが家屋・菜園・耕地・牛馬の借入と結びつき、「ヤトイ」と稱する強制的賦役勞働、もしくはそれから形態變化した刈分小作制度をもち、身分的隸従とさえいわれる名子制度がのこる岩手の葛巻町があり、林野の借入と關連して牛小作・株小作のある鳥取の佐比賣・西須佐村がある。これらは山村における林野の私有が農地・牛馬の所有と結びついた強固な例證であり、これをめぐつて農地改革に種々の問題をなげかけたわけである。私有林野の所有形態にこうした強さがみられる時、國有・公有林野の所有ないし管理・利用形態は、林野をもたない或いは面積の少ない者にとつて大きな問題として登場してくる。

まず國有林野についてみると、ここには嚴格な取締規則があるが、その農民の利用として部分林・委託林の設定のほか薪炭林拂下げ、生草拂下げのほか採草限定地、放牧限定地の設定許可があり、特に最後の二つのもつ意味は大きい。國有林野の村の全林野面積中に占る割合の大きい村々をとつてみても、この利用かどの程度、どの種類のものについて許されているかによつて非常な違いがある。今これを福島田人村、木曾の開田村(舊御料林)

宮崎の北郷村についてみよう。田人村においては一一、七七三町の採草限定地、九一五町の放牧地が設定され、その使用權が村民に許可されたことは、殆んどこれが認められなかつた開田村にくらべて大きな相違である。これによつて、田人村は馬廄地として發展する基盤を提供され、その採草地も農家各戸一町平均の割合で利用されている。また北郷村は林業が盛んなため、生草の取得は乏しく、農家の三分の一が所有又は用益し得る採草地をもつにすぎず、ここでは國有林野は寧ろ部分林の設定許可を通じて林業に資している。唯開田村は、北郷村がかつて部落有であつた萱場に造林して今日その乏しいことを悔んでいるのに比べて、家作木・屋根板材としての椎材を國有林から優先拂下げをうけていたこと、舊時村民が享受していた林野が御料林に編入された反對給付として年々「御下賜金」をうけていたことが、他と著しく異なつてゐる。ここでは御料林の國有林への編入、一部林野の地元への解放をめぐり「木曾森林公社」設立の動きがあることなどが注目に價する。なおこういう國有林野における採草限定地の性格について、栃木の兩郷村の報告が、(一)部落として金を拂つて部落として貸附をうけ、(二)部落民は誰しも採草する權利を同一に持ち、(三)營林署との間の契約とは云うものの、採草ということに關しては部落民全體が此の權利を守らねばならない義務をもち、(四)營林署の山仕事に關して強制出役を當該部落へ申渡されるが、此の事は一戸一人割の部落の協同勞働の形態を持つており、かつ村民はこの地を入會(ニユウカイ)とよんでいること等から入會地

的な性格を有しているといえようと述べている見解は注目に値する。なおこの村の落葉採取地（煙草栽培の苗床のため落葉の採取は不可欠である）は山林所有者の利用は遠慮してもらい、山林をもたないものの中から入山希望者を募り、抽籤によつて入山する場所を指定し、落葉の保有量によつて山を公平に分け、夫々の農家が耕地面積に應じて一、二カ所を配分する。また宮崎の北郷村の報告は、部分林をば「國有林の用益の地元開放の一形式として意義づけられてよい」とし、かなり詳しい敘述があり、特にこの部分林の分收權が賣買の對象と化し、その移轉狀況も調査してあるから、こうした問題についての一參考資料とならう。なお國有林野については、その使用權を認めて、混牧地の設定を容易にすることをも含む現行法の全面的改正による「牧野法案」の立案が企てられている。

公有林野は所屬團體によつて都道府縣有、市町村有、部落有、社寺有、會社・組合有、記名共有等に分れるが、ここでは尾鷲町の町有、湯澤村・池田村・田入村の村有、敷地村・鳳來寺町の部落有（開田村・池田村の記名共有）等の林野について、その利用及び管理形態を考察してみよう。

公有林野の利用はだいたい直營地、官行・縣行造林、貸付地、入會の利用地とに四別される（但し必ずしも、この四つのすべてが上述町村の公有林野にあるわけではない）。このうち前三者は主として造林事業のために用いられ、その下草の利用は町村或いは部落民に許されているが、しかしこの三つは主としてその收益が

町村或いは部落の財政收入に繰入れられ、それによつて住民の負擔軽減の役割を果すわけである。しかしこれは兎局において町村又は部落の富有な者にヨリ利益することが大きいことを調査報告は指摘している。従つて直接個々の村民の生活と結びつくのは、貸付地と入會地との利用である。貸付地は湯澤村有林の一九%、尾鷲町有林の一七%をしめ、他にはない。尾鷲町々有林の貸付地については前述したように、貸付地總面積の六四%が三名に集中し、他の七六名の借入者は三六%をしめ、零細な貸付地を利用しているといえる。しかしここでは借入地總數の總山林所有面積のうち借入地（貸付地）が八五%をしめるところからみて、町有林貸付の果す役割は大きいとみななければならない。湯澤村々有林の貸付地は尾鷲町々有林ほどの集中はみられず、かなり分散しているのが特徴といえよう。しかしここでも一町以上の耕地所有者、特に三町以上しかも貸付地所有者において經營林野の集中は極めて顯著であるが、これには村有林からの借入地が大きな比重を占めている。このように公有林野の貸付地利用も結局においては私有林野の所有形態と相應するような姿をとっている。

入會の乃至共同利用に委ねられている公有林野は、所により名稱形態を異にするが、公有林野におけるその割合をみると、池田村では使用權地五五%、記名共有地九%であり、湯澤村では自家用薪材採取地が四三%、敷地村部落有林では秣場（割付採草地）五・八%、荒廢地（薪採取地）九・六%、計一五・四%であり、鳳來寺部落有林では割山三〇・一五〇%である。ここで特に入會的

利用が顯著に出ているのは、湯澤村と敷地村であり、その管理形態もまた注目に値する。湯澤村において薪材採取地は春木山といわれ、年々入山申込をうけつけ、これによつて個人割當或いは共同割當を行い、一戸一人・作業十日間とし、四月下旬を中心として適宜薪材の伐採を行わさせる。採取量は一戸當り七〇束ないし二〇〇束、一束三貫として二〇〇貫から六〇〇貫である。ここでは農家の採草も七月―九月主として村有林において行われるが、その採草量は家族勞力の大小によつて規制される。敷地村においては、秣場とよばれる採草地は抽せんによる割替制であり、五カ年ごとに割替を行うが、その期間中は隨時草の刈取りができる。その貸下割當分は農家の經營耕地に應じて秣場の枚數が異なる。即ち一四反九畝一枚、五反一六反二枚、六反以上三枚となつてゐる。荒廢地とよばれるところは、薪採取地として秣山共有權者の自家用薪炭材を供給する。これは一戸に一枚宛（約一反）を三〇カ年貸下げ、その代償として借地年税（年五〇錢）を徴收し、期間がすぎると抽せんによる割替を行う。鳳來寺村の部落有林において薪炭材・用材林・採草地等は割山と稱せられ、部落の有權者一戸に大體平均して割當てられるが、その面積は各部落の部落有林の大小によつて三町五反から六反までになつており、前記の湯澤・敷地村のような統一はみられない。

ここで問題になるのは、こういう公有林野を利用するのは誰かということであるが、鳳來寺町の部落有林においても普通部落戸數の二割程度は利用權をうけることができず、新家・移住者など

は二〇一四〇年間の割替の際に加入を許されるに止まる。敷地村においても部落有林野をもつ字内に本籍を定めて居住する戸主が秣山共有權をもち、戸主が區域外へ轉住した場合には、残つて在住している家族が權利を繼承し、他から轉住してきたものも、本籍をここに定めてから十カ年繼續居住しなければ權利を得ることは出来ない。こうした封鎖的な入會・共同利用の制限に對して、湯澤村においては、昭和一八年以降（これまでの三カ年居住の制限を廢し）村民として村内に居住し生活をなすものは何人といえども入山資格を認めたことが注目に値する。なお管理に當つて湯澤村では村長・林野委員および利用者の代表である部長を以つて構成される春木山協議會があり、敷地村では各部落より人口數に應じて秣山共有權者より無記名秘密投票によつて選舉された十三名の委員と、委員が被選舉權を有する者（女戸主を除く）から選舉した正・副委員長二名とによつて構成される秣山委員會が擔當する。鳳來寺町の部落においてはそうしたことはわからない。湯澤村を除いて公有林野の利用がこのように制限されているところに一つの問題があるし、これと關連して管理機構もまた一考を要するところであろう。但しこの問題は部落社會の構造、ひいては村政の在り方と關連し、また別箇の一課題を提供する。なおここで記名共有林野についてのべなかつたが、これについては木曾の開田村、鳥取の池田村、福島の田人村等の報告、特に開田村のそれでは記名共有權が集中されていく過程が分析されているから、参照されたい。

共同放牧地については言及する暇もないが、第1表中の北海道の報告を参考されたい。内地のものとして福島県田人村は九〇〇町歩の國有林野からの放牧限定地をもつが、調査報告が經濟林に集中されているため、その内容は惜しいかな不明である。

農用林野とは厩堆肥給源としての採草地、自家用燃料源としての薪炭材林を主とし、更に廣くは牛馬のための放牧地（牧野）及び屋根葺のための萱場・屋根板材用林を含むこととなる。そしてその農業經營との結び付きは、特定の立地條件、それによつて規制される農業經營方式、生活様式の相違によつて異つてゐる。従つて上記の諸調査の行われた村ではそれぞれの農用林野のもつ意義と内容が異なつてゐる。従つてどの種の農用林野をどの位必要とするかは一概に推定することは甚だ困難な課題である。馬産地或いは牛馬を農業經營に不可欠とするところとそうでないところでは異なつてくる。例えば岩手の葛巻町、福島県田人村、長野の開田村などは馬のために他よりも多くの採草地を必要とするし、また積雪地帯においては冬期の燃料は生命を保つために必要であり、そうしたことの少ない太平洋沿岸の農村との薪炭材林の需要は相違する。この顯著な例は、四カ月間雪にあけくれる新潟の湯澤村々有林が自家用薪材採用地（ほい山）のために多くをさいているところにもられる。また生草・採草地の必要は、その村の肥料の使用状態と關連することは云うまでもなく、葛巻町・開田村では殆んど金肥を用いず、自給堆肥によつてゐるし、静岡の敷地村では現金収入源となつてゐる茶と柿のために金肥の他に

堆肥を必要とするし、栃木の兩郷村では現金収入としての煙草栽培の苗床のための落葉の採集が不可欠となつてゐる。従つて上記の調査村における國有・公有・私有林野の利用・管理形態の相違は、こうした農用林野のもつ利用價值のちがひから來てゐることを認識しておかなくてはならない。ところで農業經營にとつて必要な農用林野はどれ位の面積なのか、また現にどれ位の採草地ないし農用林野を利用しているか、これを調査報告から抜いてかか

(一) 馬産地ないし牛馬使用が多く殆んど自給肥によるところ

岩手縣岩手郡葛巻町においては、經營耕地一町三反一一町六反に對して、採草地七町一一〇町を必要とする。必要とする採草地の廣さは經營耕地面積に對して五倍―七倍にあたる。

長野縣西筑摩郡開田村では、一農家あたり生草年量二、〇〇〇貫―六、〇〇〇貫である。生草五、〇〇〇貫を採取するために、採草地三―五町を必要とする。

× × ×

(二) 福島縣田人村では一戸平均一町の採草地を利用している。それでないところ

静岡縣磐田郡敷地村では、經營耕地一一五反に對して、採草地一枚（三―五畝）、五―六反にたいして二枚（六畝―一反）、六反以上は三枚以上である。

愛知縣南設樂郡鳳來寺町では、部落によつて三町五反から六反に至る農用林野利用の幅があるが、大字鹽瀬では採草地一町

三反、薪炭林一町、用材林四反、計二町七反である。

新潟縣南魚沼郡湯澤村の村有林の自家用薪材採取地の割當は一戸當り一反を基準とし、採取量は一戸當り七〇束ないし二〇〇束、一束三貫として二〇〇貫から六〇〇貫である。^(註)

二

林業に關する調査報告に『現地林業調査』『林業經濟實態調査』『經濟林實態調査』があることは前表の如くである。そうしてこれらの報告によつて林業の把握の仕方をみると、次の三形式に分れる。問題を一おう明確に設定しているものとそうでないものとがある。その一は、林業成立の諸條件として林業以外の村の概況をのべ、林業をば、(イ)所有と經營の實態、(ロ)再生産の實態、(ハ)林産物生産の實態という三課題に整理しているものとして、山形の金山町、鳥取の池田村の調査がある。次には大半の調査報告がつづいて形式であり、はつきりした問題を設定せず一般調査と林業調査に分け、前者においては村の概況・農業事情・森林組合・林産業者の一般狀況を記述し、後者では國有・公有・私有の所有形態別に大別し、林野の所有乃至經營規模をば特に蓄積と伐採の關係より考察すると共に、施業案・造林證券その他金融事情にまで論及している。これには宮崎の北郷村、三重の尾鷲町、京都の中川北山町、愛知の鳳來寺町の調査報告がある。第三には林業の實態の把握をば、(イ)當該村の林業の發展過程、(ロ)これに應じて森林組合が戰時戰後にいかに活躍し、(ハ)その結果現在どうなつ

ているかという三點に結集して調査した福島^(註)の田人村の經濟林實態調査報告がある。そうしてこの報告は特に林業を擔當するものとして森林組合を重視し、これを問題としている限り、島根縣安濃郡佐比賣村及び飯石郡西須佐村の『森林組合實態調査報告』に連なるものとなる。各々の調査報告はそれぞれ特色を有する林業、例えば檜を小角物に造材した尾鷲材の生産を主とする三重の尾鷲町、鼈甲材といわれる造船材の杉によつてたつ宮崎縣飯肥地方の北郷村、そうした特色をもたない一般木材・ガス薪・製炭による愛知の鳳來寺町、これらの舊藩時代からの林業地に對する新興林業地としての福島^(註)の田人村、丸太材・垂木材を主とする京都の中川北山町を記述している。

林業に關しては林産物の生産と流通の過程と機構、これにからまる資金と金融事情が、また林相・蓄積に對する伐採量の施業案など種々の問題があるが、ここでは前述の林野の管理の問題とも關連して特に森林組合をとらえ、その活動狀況を調査報告からうかがうこととする。それに入る前に木材石當り生産費について、愛知の鳳來寺町ではスギ素材一石當り六五〇圓、宮崎の北郷村では鼈甲材石當り二二九圓、京都の中川北山町^(註)の杉苗木生産費千本當り一、四五七圓四三錢(二本當り一圓五七錢)と計算されていること、また中川北山町の報告には、昭和二三年伐採の丸太材、垂木材について、前者は三〇カ年、後者は一五―二〇カ年にわたる苗木から材木となるまでの經費を一おう算出している。なお日本勸業銀行調査部の『林業概観』(後篇)は、農林統計によ

つて「私有林の配分をみると一町歩以内の所有者が内地全山主の七五%をしめるが、その面積は全體の一五%にすぎない。そうして全面積の三四%は約五萬人の二〇町歩以上の所有者層が占めてゐる。即ちこの五萬人が我國の所謂林業家と稱すべき人々であるが、専門企業としては少なくとも五十町歩を要するから、眞の山林專業家は約一萬三千人のみとなる。」(五七—六〇頁)とのべてゐることは、林業を考えるに當つて忘れてはならない。

森林組合について論及しているのは、前表のうち九報告十一カ町村である。林業における森林組合の果してゐる役割について「端的ニ言エバ、兩村ノ森林組合ニ關スル限リ、組合員カラモ、ソレ以外ノ者カラモ評判ガ惡イ。輿論ヲ總合スルト、組合ハ手數料ヲ取ルダケデ、大シタ事業ヲヤツテイナイトイウ意見ガ壓倒的ニ多イ」(栃木の小來川及板荷村)というところもあるし、「森林組合ハ村ノ林道工事ニツイテ國庫補助ヲウケルタメノ組合ニスギナカッタ」(戦後ハ外部又ワ村内ニ勃興回復シタ製材業者ト立木所有者ガ自由ニ取引ヲナシ、組合ハイワバソノ追認ノ形デ手數料ヲノミ要求スル實情トナツタメ、森林組合無用論モトビ出シ一般ニ厄介視サレテイル(愛知の鳳來寺町)ところもあるが、併し積極的な活動を行つて林産物の生産流通に貢獻している組合も少なくない。これらの報告によつてみたところ、そうした積極的な活動を行なつてゐる森林組合が福島田村・鳥取の佐比賣村、宮崎の北郷村というように山村のうちでも大都市に遠いところであることは、限られた森林組合の中からだけの偶然のことか

それとも全國的な傾向といえるかどうか疑問である。併しこのことは森林組合の構成とその業務内容を、當該村の林業と關連づけて考察してみても明らかとなるであらう。

追補責任の森林組合が設立されたのは、何れの村においても昭和十六—十七年の頃である。その組合員の資格をみると、山林所有一反以上から三反以上(二)四反以上(一)から一町歩以上にまで種々難多であるが、これは勿論その村の私有林野の大小によるものであらう。他の農業關係の團體と異なるところは、他町村の者も加入してゐることであり、村外の山林所有が多い場合には、必ずその代表者として一、二名が役員となつてゐることは森林組合のもつ一つの特徴といえるし、ここに一つの問題がある。なお組合長・理事・監事の役員の山林と耕地の所有をみると、何れも平均より數倍多く、少なくともその村の旦那地主・親方百姓ともいわれる舊地主層の大金持、農民上層部に木材業者が一枚加わつて構成され、またそれらの人々の多くが村會議員や農業會・協同組合の役員の經驗をもつてゐることは大體において見られるところである。ただこれらの役員の職業別をみると、三重の尾鷲町では林業四、木材業二、農業兼木材業一、官吏一、藥種商一、海產物商一、森林組合主事一となつており、鳥取の佐比賣村では大山林所有者、舊地主農民上層部の他に製材工場主、製炭請負業者、牛馬商、個人金貸が加わつて「全く村の政治勢力と相照應するような姿をみせてゐる」。ただ宮崎の北郷村では、農業元教諭(組合長)、農業七、商業一、トラック會社取締役一、地方事務所林業技

師一（理事十名）、監事五名は農業となつてゐる。（ここにいう農業も中農以上の自作兼地主で山林も所有してゐる。）このように役員・構成その職業別は複雑で處によつては、村の經濟を動かす代表者の集まりといった觀を懷かせるが、問題は森林組合を本當に握る勢力はどこにあるかということであり、特に木材業者の發言力の程度、これと山林所有者との關係の質が問題である。つまり「大山林所有者、木材業者でなければ名譽的な森林組合の役員になれない」鳳來寺町のようなところで森林組合が殆んど生きて動いていないことは多分に示唆的である。このことは福島・田人村でも、森林組合の役員には山林所有者・農民上層部のほかに、木材商業資本家が入つてゐるが、これは山林所有者から派出したものであり、特に村外から這入る伐出業者を封壓せんとする傾向をもつてゐるところにおいて、却つて森林組合を守りたてる力となつてゐるといへよう。（なおここで農地委員の地主代表三名が森林組合の役員であることは、また特殊の意味をもつものといへよう。）こうした傾向は宮崎の北郷村にもうかがわれるのではないと思われ。木材業者と森林組合との關係は、その力が弱く一人立ちのできないときには、むしろ森林組合の懷中にとびこんでこれを積極的にもりたてるよう努力するし、そうでないときは無用の長物と看做される恐れがあるのではないか。従つて森林組合が活動に動いてゐるところとそうでないところは、林産業者特に木材・製材業者の性格と力に規制されるところが多いと云えないであらうか。

次に積極的な活動を行つてゐる福島・田人村・鳥取の佐比賣村・宮崎の北郷村をみると、いずれも素材生産を直營事業として行い、製材工場をもち、トラックを自用していることにある。また興味あることは素材生産のための勞働力の確保のため、田人村と北郷村においては恐らく戰時中の勞務動員の繼承と思われるのであるが、大字もしくは部落單位に勞働力の提供・雇傭が行われていることである。田人村では「大字單位に勞働力動員上、班に分ち、各班に班長乃至生産擔當者をおき、擔當者は供出の斡旋、勞務者の手配、販賣物の取扱責任者として組合員の信用あるものから組合が委嘱する。班長は勞務者の手配のみを行が、自らは主として專業勞務者であり、また勞務者の親方であるのが通常である。かれらの報酬は組合から出來高の七%を支拂う約束になつてゐるという」。北郷村においては「部落毎に伐出業者の代表者をもち、それを中心として伐出組合を作つてゐる。森林組合は一おうこれを統制下においてゐる。伐出をこれらの代表者にたのむと、その伐出組合内で伐採・造材・搬出の仕事は組合員に配分し、別々に石當り金額を定めて請負う」。つまりこの二村では、云わば部落社會に載つかつてゐる勞働力提供の組織を森林組合が握つてゐることに、組合活動の成功の一因はあるし、こうした勞務提供の組織が部落を單位として結成されてゐるという山村の社會構造をまさしく森林組合は反映してゐる。ここに見逃すことのできない重要な條件が存在しているといわなくてはなるまい。その限りにおいて山村のこうした社會構造は、處によつては林業生産を支え

る條件として農村と違つた意味の重要性をもつことを認識すると共に、またそうした社會構造自體が研究の對象となつてくるであろう。こうした勞務提供の組織は何故栃木の兩鄉村にみられるような全村的な林業勞働者組合という形にまで結成されないで、部落單位に止つてゐるのか。またそうした古いと思われるものを支えるものは何かといった問題が出てくる。

三

林野と林業のほかに山村の構造特に社會的・政治的關係を調査したものとして、第2表の如きものがある(ここでは雜誌論文を除き、主として農林省關係の刊行物に限定する)。ここで山村の社會構造を考えるにあつて一つの資料として價值をもつものは、山梨縣南都留郡忍野村忍草の調査報告である古島敏雄編の『山村の構造』と、前掲の『林野實態調査報告』の一つ岩手縣九戸郡葛巻町の報告である(これは『山村の經濟と社會』に再編集されているが、その原報告もまた參考の價值をもたう)。前者は在來の生硬な調査報告の形式を打破し、富士山麓のトウモロコシの村をば出來るだけ讀み物風にくだいてわかり安く記述し、しかもこれに相當高い學的水準をおりこもうと努力した勞作である。序にかえた「村のすがた」のほか「村の歴史・生活・うき」の三部からなつてゐる。ここでは水田の村に比べて封建的支配關係の弱い山村の一つの型がとらえられ、また農業と共に林業ではなくて「駄賃かせぎ」という駄賃專業によつて生計をたてなければならぬという

經濟的制扼をうけた甲信地方の山村の一類型が描き出されてゐる。しかしここではトウモロコシの村という表現にみられるように、林業よりはむしろ山地畑作農業に依存する村なのである。これより遅れた山村として、地頭と名子という社會關係が今なお残る岩手の葛巻町が考えられる。ここでは弱いといへ山梨の忍野村に成立したような近世的・封建的支配關係の成立は遂に日の眼をみずに、中世の庄園的關係がそのまま沈澱化石してしまつたかのようにさえみえる。ここでも調査報告は林業よりも農畜産に重點がおかれてゐる。従つて前節の森林組合と勞務組織の問題と直接關連する林業によつてたつ山村とはいえないが、その社會構造の解明に示唆を與えるところは少なくない。またこの二調査報告は、日本の山村の社會構造の類型と共に、社會經濟史學に重要な資料と解釋の鍵を與えよう。なお鳥取の佐比賣村・西須佐村の牛小作・株小作もまた、社會構造と關連して究明に價する一問題を提示しているといえよう。なおこの西須佐村はかつて(第一回)「山村生活實態調査」の行われた村であり、林業の調査に當つても、出來ればこうした既往の調査を行われた村が、以前の調査をなんらかの形で生かしつつ再調査されることが、調査方法として望ましい。(かつての山村生活實態調査の行われたのは全國で三十六か村にのほつてゐる)。

特に山村の農村自治制度をば、部落や組の戦後における變革を問題として取上げたものに、長野縣小縣郡青木村の調査報告がある。ここでは特に部落乃至組の財政についての資料が價值をもち

第2表 山村關係調查報告

書名及調査地	調査年	特長	擔當機關	刊行年月	發行所	頁數
1. 山村生活實態調査報告 栃木縣上都賀郡小來川村板荷村	昭22.8	山村の興論	興科研、宇高農	昭23.11	日本林業協會	87
2. 農地委員會の成長 長野縣上水岡郡戸隠村	昭22.4	農地委員會	農總研	昭24.3	農總研	p.109-39
3. 農村民主化と自治制度 長野縣山縣郡青木村	昭23.2	村政、部落制度	平野義太郎	昭24.5	農總研	116
4. 山村の構造 山梨縣南都留郡忍野村私草	昭23.9~11	歴史、生活	古島敏雄 外數人	昭24.10	日本評論社	304
5. 山村における半失業の實態 和歌山縣有田郡城山村	昭25.4	半失業、離村(ガリ版)	改良局研究部	昭25.5	農林省農業改良局研究部	28

23. 11. 1 林野センサス(農林省統計調査部)

都道府縣營林野調査結果概要 農林省統計月報 昭24.3

市町村營林野面積 昭24.9

總合開發計畫資料(農林省農地局計畫部經濟課)(下記のものはこちらでふれない)

書名及調査地	特長	擔當機關	刊行年月	發行所	頁數
(2輯) 富士山麓總合開發地域の林地に關する調査(山梨・静岡)	絶對林地相對林地の設定	興林會	昭24.9	—	54
(5輯) (富士山麓地區)土地資源、農業地域、農業形態に關する調査	—	中央開拓研究所	昭24.11	—	78
(6輯) (八ヶ岳山麓地區)土地利用並に勞農計畫に關する調査(長野・山梨)	—	日農研	昭24.9	—	130
(6輯) 八ヶ岳山麓地區總合開發地域の林地に關する調査	—	興林會	昭24.9	—	98

村政を擔當する人々の林野農地所有との關係は究明されているが、その部落自體の社會構造にまで分析は進められていない。また農地委員會の運用をまとめた平地村と比較し、紛糾した村の例として長野縣上水内郡戸隠村を調査した本所の研究報告がある。ここでは地主の強力な支配を支えるものとして、馬と、村の特産物の疊絲加工の生産過程における支配とをあげている。また日本林業協會の栃木の「小來川村および板荷村」の報告は、特に勞務者の生活、労働條件、労働組合に對する關心と態度について若干の輿論調査を行っている點が特色である。なおここで輿論調査については、もと總理廳、現在の國立世論調査所から數種の全國的調査報告が出てお

り、これらのものが地帯別に組變えができると、農村における輿論の性格について貴重な問題が提起されよう。農業改良局の『山村における半失業の實態』調査は、昭和二十四年以降女子の紡績女工への離村が増加したこと、農林産物の値下と、戦時中の山林過伐による山林生産量の減少とが一般經濟事情の悪化に伴つて賃労働者層に半失業狀態の深刻化を招來したとのべている。

最後に當つて二十冊ばかりのこれらの調査報告を概観して感じすることは、その住民の職業別構成をみると、壓倒的に農業という部類に入つており、林業を専業とするものは多いところで二五%に止まつているということである。そうして農業の部門について専業・兼業別をみると、例えば田入村・尾鷲町・鳳來寺町・北郷村の四カ村においては第一種・第二種兼業を併せたものは、農業中の五〇—八〇%をしめてゐる。つまり山村というのは林業で生きるというよりは、農業兼林業或いは林業兼賃労働の形をとるものが多く、食糧自給のための農業が不可分なのである。このことは林業という一つの産業の性格（例えば木材の生産は果樹よりもなお手数を要するという、云わば資本の回轉乃至再生産のために長期を要するといった）から根源的にくるものなのか、それとも我が國の林業經營の規模乃至形態からいつて労働力の吸収が小さいためなのかわからない。併し兎も角も林業乃至林業賃労働を専業として生計を立て得るものが僅少であるということであり、しかもこの僅少な林業を専業として生きる人々は、兼業農家の廣汎な存在、即ちそこに潜在している労働力の臨時の雇傭によつて補

足されて初めて可能なのである。このことが前節に問題とした山村の勞務組織と労働者の性格を規制しているし、また山村の社會構造を規定する大きな要因といえよう。併しこの林業と農業との關係は、日本の農業と漁業・工業と農業、工業内部における親工場と下請工場にみられるような相互補完的關係と相對應するものと思われ、日本資本主義の特異な形態がここにもあらわれているといつてよいかどうか。林業の産業としての性格をより明確に把握することが一つの課題のように考えられる。こゝに島田錦藏教授が提起された「土地産業としての林業の根底に横わる地代と、林木育成の前拂資本がその伐採の時期に累積回收さるる形式での利潤率」の二問題の究明が依然として殘されている。（研究員）

註1 林野實態調査が昭和二十二年八月に行われたことは、同年末の自作農創設特別措置法及び農地調整法が一部改正され、農地改革の一環として牧野の開放が行われたことを考えると、本調査はこの法律改正のための基礎資料を得るという目的に出、それに資したと思われる。

註2 農業關係の法律では「家畜の放牧又は採草の目的に供されている土地で、材木育成を主たる目的とせず、且樹冠の疏密度〇・三未満のものは牧野である。

註3 栃木縣那須郡那須村では、一戸當耕地面積平均二町四反に對し採草地面積平均（薪炭林採草地草場は一體となつてゐる）一町五反餘であるが、一般に採草地は耕地面積の二倍を要する。

註4 森林組合論、序二頁。